

「水道料金のあり方について」の説明会における質疑事項

【施設、設備関係】

1. 今後の管の更新については、耐震性の物を使っていくということで良いか、それとも铸铁管に変えていくのか。

(回答) 耐震管には、ダクタイル铸铁管と高密度ポリエチレン管というものがあります。大きな管につきましては、GXというダクタイル铸铁管を使い、小規模の口径については高密度ポリエチレン管を使います。漏水の多いところを重点的に更新することが有収率向上に有効だと考えておりますので、なるべく早く更新を進めていきたいと思っております。

2. 老朽管更新、施設の耐震化の一般会計の繰入金増大とありますが、毎年5kmずつ更新しても70年かかるということですが、年間予算どれくらいで70年と算出されているのか。また、その一般会計を2億円繰入れているが、市民の人口が33,000人くらいだとして、一人当たりどのくらいの税金を入れている計算になるのか。

(回答) 年数については耐震管路の延長で更新していく時に何年かかるかということで算出しています。また、管路更新につきましては、令和3年度の現行としては、約1億8千万円の更新工事を行っております。

一般会計からの繰入金に対する一人当たりの金額については、約5,000円から6,000円ですが、消防の関係で市から繰入していた消火栓等の修繕費用や旧簡易水道の維持費用もあり、約1億5千万円という部分については一般財源も入ってくる金額が大きくなっていますが、繰入金がないと現状として水道の経営が維持できない状況となっております。

3. 一人当たり約5,000円に対して、水道料金を上げれば一人当たり何百円で今後維持管理が出来るということになるのか。

(回答) 水道料金を改定することによって、基本的には独立採算制を目指していくのですが、今回40%上げたとしてもまだ繰入金をなくすことまでに至らない可能性が出てきますので、答申にもありますように、5年を目処に経営状況を見て検討していこうと考えております。

4. 簡易水道事業はまだあるのか。

(回答) 令和2年に簡易水道事業と上水道事業を統合し、上水道事業として経営を行っております。簡易水道事業だけでは収益性が取れず維持ができないため、国が示した指針を基に、今後人口減少社会になった時に対応できるように、一本化して経営統合しました。

5. 簡易水道が上水道と統合したとことで設備等はどうかっているのか。

(回答) 上水道事業であっても簡易水道事業であっても、水道施設については、その水に適応したろ過の仕方で行って管理を行っておりますので、統合したことで管理の支出を落としているということではないということをご理解の方をお願いいたします。認可の取り方が違っていたというだけで、今は全部上水道事業として経営しているということです。

6. 挟間浄水場のろ過方法について、オゾン滅菌はできないのか。

(回答) 挟間浄水場で行っている活性炭処理とオゾン殺菌は、臭いを取る処理の一つです。ただ、必要以上に施設の拡張を行うと水道料金が高くなってしまいます。また、大分川の水は雨が降れば濁度や色度が上がりますが、きちんと処理できており、水質基準に通るような形で給水はできていますので、今の施設で問題ないと思っております。

【料金関係】

1. 答申が出たということは、来年くらいから水道料金を上げていくということか。

(回答) 水道料金は条例で決まっておりますので、今後議会上程を行い、議会で可決されれば、料金改定で料金がどうなっていくかというお知らせをしていきたいと思っております。

2. 料金の統一が先か、それとも 40%上げる方が先か。

(回答) 料金統一は行いますが、料金改定で統一までにどれくらいの期間で緩和措置を進めていくのかについては、検討していきたいと思っております。

3. 40%増額というのは何に対してですか。1,320 円に対してかける 1.4 をするのか。

(回答) 一律 1.4 倍になるわけではなく平均的に 40%となりますので、改定率はそれぞれ皆様が使っている水量によって変わります。また、挟間・庄内地域と湯布院地域で料金体系が異なるため、統一を図った時に地域ごとで改定率が変わります。

4. 水道料金の改定率について、由布市の平均で 40%程度上がるということですが、そうすると湯布院地区がすごく上がるのではないか。

(回答) 答申では、由布市として統一で料金を検討すべきである、といただいております。水道課としても施設からの距離や原水の違いによって水道料金に差が生じることは、同じ由布市の市民の中では公平性に欠けるのではないかとことから、料金改定を見直す中で統一を図るべきではないかと考えております。改定率を平均 40%上げるとなると、湯布院地域については、上げ幅が大きくなってしまいますので、そういう部分を踏まえ、段階的に上げるようにしながら、ご理解いただきたいと思っております。

5. 答申の中で今後 40%程度の値上げが必要だと具体的な数字が述べられている。も

もう少し踏み込んで現在の状況を、2年後とか5年後には、こんな感じで行かないと待たなしですよとかの具体的な数値は上げられないのか。

(回答) 水道ビジョンで本来上げるべき金額は年間で1億円くらいだと10年間の見通しを出しています。ですから1年間で1億円の収入を上げていかないといかない、その分をどのように配分していくかというシミュレーションを出して今後はお示しをしていくという形になっていくと思います。また1年間で一気にあがってしまうので、その部分については答申の付帯意見にありますように、激変緩和措置をしながら、段階的に上げていって、その達成する料金にあわせていくという形の手法を取らせていただきたいと思います。周知期間というのにも必要になると思っていますので、十分周知を図りながらコロナの影響等も見ながら、十分配慮をしながら検討をしていきたいと思っています。

6. 挾間・庄内地域と湯布院地域の料金が異なるが、この是正はいつまでにどのようにやるのか。

(回答) 今回の答申を受けまして、公平公正の観点から料金を統一すべきであるといった答申をいただいております。ただ料金差がありますので、一気に40%上げていくことは今の社会情勢では難しいと思っています。そのため段階的に料金を上げていき、最終的には合わせていきたいと考えております。段階的に上げていく期間についてはこれから皆様のご意見を聞いて決定をしていきたいと思っています。また、改定の時期については、皆様のご理解を得られるような時期を考えながら行いたいと思っています。

7. 水道料金の基本水量の廃止ということで、今が10m³で1,320円ですが、0m³のときはいくらぐらいか。

(回答) 基本料金については、これから皆様のご意見を伺いながら検討していきますが、使用水量が0m³でも計量法の関係で8年ごとにメーターを更新する必要があるため、それらを踏まえたうえで料金を算定する必要があります。また、水道料金改定率は平均40%の増額となりますので、新たな水道料金が決まりましたら周知をしていきたいと思っています。

8. 今由布市では2つの料金体系があるということですが、具体的な数字を教えてください。挾間・庄内地域と湯布院地域の料金の差額は20m³あたりでどのくらいあるのか。

(回答) 20m³あたりで、挾間・庄内地域では3,030円、湯布院地域では2,040円となっていますので、その差は約1,000円ということになります。

9. 由布市の料金体系が2つあるということも是正して、値上げをすれば、由布市の水道事業はなんとか維持していけるということなのか。

(回答) 水道料金を統一するというのは、また違う観点にあると思います。原水の違いや住んでいるところによって由布市内で水道料金が違うのは、公正公平な部分で問題がある

のではないかと思います。また、水道施設からの距離や水道施設の規模によって料金を算出して料金を負担していただくこともおかしいと思います。由布市民であれば同じような負担をしていただくのが公正公平なのではないかと思いますので、それらを踏まえて、料金の統一は図るべきであるが、一気に上げることはせず、激変緩和措置は必要だと思っておりますので、答申を踏まえて料金改定を進めたいと思います。

10. 段階的に使った使用量で変わるということですが、そうすると結構な金額になるので配慮をしっかりとしてほしい。

(回答) 平準的な使用水量を基に料金を算定し、最終的な収益として水道収益がいくら見込めるのかを算出します。料金を算定する中で収益が少なくなっても悪いですし、独立採算制を維持しないといけないという観点から多くとりすぎても悪いということは十分考えておりますので、そういう部分を踏まえながら料金改定の上げ幅についても検討を進めてまいります。

11. 料金の見直し期間は、5年間を対象としているのか。

(回答) 答申では、料金が適正かどうかをしっかりと見直していく必要があるということで、水道料金は5年ごとに見直すことといただいています。ただ、料金改定を行う際には激変緩和措置等も考えるべきであるということもありますので、その部分を踏まえながらも5年後に水道経営がどうなっているかをしっかりと見極めながら料金について検討をしていくということが答申には示されています。

12. 他の市町村に比べて由布市は水道料金の徴収率が悪いと聞いたが、現在の徴収率はどれくらいになっているのか。それに対してどのような対策を取っているか。

(回答) 徴収率の表現で、口座振替が月末に行われる関係で2か月分が滞納と徴表の中にあがってきているため、徴収率が下がってしまうという部分があります。ただそこについては、口座振替等が終われば、低い数字ではないというふうになっております。経営努力といたしましては、過年度等の滞納者に水道料金の納入の依頼をしています。納付相談に応じてもらえない場合には、給水停止措置という執行措置が出来ますので、そういう対応も踏まえながら、徴収率の向上の方に努めております。

13. 水道料金の未納については、具体的に法的措置を取ってでも回収しなければ、料金が必要以上に上がるのではないかと思います。滞納の解消について、どのような努力をされているのか。

(回答) 納税相談にも応じない、督促、催告状を出して、さらに電話をかけているにも関わらず応じない人については給水停止措置を取っております。しかしながら、生活困窮者等の方もいらっしゃいますので、そういった方々については納付の相談にのりながら納め

ていただくという方法もとっています。すべて不能欠損で処理しているということではありませし、今年度はそういう措置を行った結果、前年度と比べ過年度の収益も上がっております。水道料金というのは使った分に対しての負担となりますので、使った分は納めていただくということでご理解していただきながら納付に努めていただきたいと思います。

14. 水道料金の見直しはやむを得ないと思うが、湯布院地域と挾間・庄内地域が、同じ料金体系になってから進めることはできないのか。

(回答) 水道事業については、一般会計からおよそ2億円の繰入金をしていただいておりますので、その分は税金投入をしているということになっております。

水道事業会計というのは、給水区域内で給水をしている方から負担をいただくという原則になっています。ですから、給水区域外の方、それから給水を引いていない方、区域外の方もいらっしゃいます。税金というのはそういった方からもいただいている部分になってきますので、それを投入して水道を維持しているということになります。そういった部分を少なくするために、水道料金は合わせながら段階的に皆様に負担をいただく中で料金の改定をしてきたいと思っております。そして段階的に上げていく中で最終的には統一料金になるという手法を取らせていただきたいと思います。

15. 料金の値上げについて市として、行政としてどういう風に考えているのか。運営協議会の答申から行くとならば値上げとプラスで3地域の料金統一というのが入っている。ここまで考えてやっているのかどうか。

(回答) 答申をいただいておりますので、その部分は尊重してまいりたいと思っております。市としても市民の公平性の部分から、湯布院地域の料金は挾間・庄内地域に比べて上がってくると思っております。その部分については激変緩和措置ということで、段階的に料金を上げて、何年か後に合わせていくということを考えています。

16. 挾間、庄内、湯布院の給水原価を教えてください。

(回答) 令和2年度決算の段階のもので、給水原価につきましては挾間庄内では198.8円、供給単価については159.6円となっております。湯布院においては給水原価が139.5円、供給単価については103.5円となっております。

17. 料金改定について、どれくらいの期間でやり遂げようとしているのか、例えば5年とか10年とか。湯布院地区の有収率をどうするのか、その補修を何年でやって、料金も徐々に上げていく、湯布院の方が工事が多だろうからお金もかかると思うが、そのマイルストーンみたいなのは作ろうとしているのか。

(回答) 料金改定につきましては、次年度条例改正に向けていくように考えております。

激変緩和については、1年2年では短いと思っておりますし、逆に10年とかでは長すぎるのではないかと考えております。現時点では何年とは申し上げられませんが、妥当なところで検討して行きたいと考えています。管路の更新計画につきましては水道ビジョンに、令和元年から投資額を年間3億円という形で計画を今して、今年度においてもその3億円を投資することができていないという形にはなっています。ですから料金改定をして、その料金で投資を進めて、基本的にはこの水道ビジョンで定めた10年間では年間3億の投資をしていきたいと思っております。

18. 料金改定もやむを得ないと思っている。しかし、料金の統一については、なぜ突然こういうことが出てきたのか、教えてほしい。

(回答)平成27年にも水道運営協議会の答申が出ています。そして平成28年に議会上程していますけれども、まだまだ検討する必要があるということで、一度取り下げをしております。その当時の答申の中でも、料金の統一は図るべきだという答申が出されています。また、料金の統一をする前に簡易水道と上水道の統一をすべきであるということが答申書に出されています。簡易水道と上水道の統合につきましては、令和2年に統合が完了しておりますので、それを踏まえて今回は料金制度で料金の統一を図るべきだという答申が出されております。合併当時、日本水道協会より、市町村合併に伴う水道事業統合の手引きが出されています。その中にも料金格差については、基本的な考えとして、町村合併を実施するにあたっては、合併後の住民サービスの公平性を確保する観点から、合併時から水道事業を統合して、水道料金を統一するのが望ましい。そして水道法では水道料金の確保、格差的取り扱いの禁止などが定められており、合理的な理由がない限り料金の統一があることが要求される、と記載されています。やはり原水の違い、浄水方法の違い、それから施設から近いとか遠いとか、そのような部分の違いで、同じ由布市の中で水道料金に格差があるというもおかしいんじゃないかという議論もありまして、答申の中で統合すべきであるということが出されています。

19. 湯布院と挾間庄内の料金は統一しないということが決議事項としてあったと聞いている。それがなぜ統一するという表現に変わっているのか。また、湯布院が貯めていた積立金が消費してしまったのはなぜかということを説明してほしい。

(回答)まずは合併協定書のことであろうと思います。合併協定書については合併時点での調整事項であり、その後の社会情勢などにより、新市での総合計画や各種計画に引き継がれるものと考えております。水道事業においてもパブリックコメント等を致しまして、市民のご意見を踏まえて、由布市水道ビジョンを策定して、安全、強靱、持続の基本方針の中で事業展開を進めている次第であります。その中で料金改定も必要事項として上げさせていただいております。合併をしたということになっておりますので、湯布院のお金という形ではなく、預金や債務も新市で引き受けるということになっておりますので、その

中で水道経営をやっていた中でのことだろうと思います。湯布院では施設拡張の中で紫外線処理施設とか、配水池の増設なども行っております。そういったことも行いながら、会計は一つの中でやっておりますので、そういう中で料金の方が不足するという事で資金がなくなっている、経営状況が困難になっているという状況になっています。

20. 事業所に対する逡増方式についてなんですけれども、逡増ということは大口使用者から多くとるという発想でよいのか。

(回答) 水量を多く使う事業者さんにつきましては、その分施設の拡張や規模を大きくしていかないといけないということがあります。しかし、答申の方にありましたように、あまりにも大きな区画を作ってしまうと、その負担が増えてまいりますので、そこはよく検討をしながらやっていきたいと思っております。

21. 事業者については、逡増方式にしなくても、基本単価そのものを上げていった方がよいのではないかと思う。湯布院は観光業や病院等、水を使う施設が多くあるので、逆にどんどん使用者が減って行ってしまふ、もしくは自分で井戸水を掘って給水していくということになっていくとは考えられないのか。

(回答) そこは十分ご指摘のとおり、そういう部分も考えられると思います。逡減方式という形で使えば使うほど安くなるという方法も水道料金の中ではありますし、単一料金というかたちで平均的に上がってくというものもありますが、答申では、使う量が多ければその分の施設の拡張も大きくなってくると思いますので、そういう部分である一定の負担が望ましいとなっておりますので、答申を踏まえながら検討していきたいと思っております。

【その他】

1. 今回の説明会に参加できない方への対応はどうするのか。

(回答) 今回の説明会の資料等につきましては、由布市のホームページに掲載予定です。また、今後市報等に説明を掲載していくように考えております。

2. 説明会は今回の一回で終わることがないようにお願いしたい。

(回答) 料金がどのくらいになっていくか、1m³がいくらになるのかという部分の説明については、必要に応じて行っていきたいと思っておりますので、今回の一回限りではないということをご理解していただきたいと思っております。

3. 早めに大分市のような料金体系にやっていた方がよかったですのではないか。

(回答) まずは答申内容を踏まえて水道料金を上げることにご理解をいただくために、今回説明会を開かせていただいていることにご理解をお願いします。水道料金の詳細が決ま

りましたら、また周知を図っていきたいと思っております。

4. 水道事業を民間に任せようかという全国的な流れもあるが、由布市はどのように考えているのか。

(回答) 水道事業の民営化という形は、由布市としては今のところは民営化については検討していません。

5. 由布市の水道が公営企業というのはどういうことなのか。

(回答) 水道事業は独立採算制を基本として、受益者負担というのが基本になっております。受益者負担というのは、市民税などの税負担をせずに水道料金だけで水道事業を賄っていくということが基本になっておりますので、公営企業という扱いになっております。

6. 公営企業ということは、水道課の職員の給与等も賄っているということなのか。水道課の職員の給与とか人員とかを決めるのはどうなっているのか。決める基準があるのか。

(回答) 職員の給与等は公営企業で賄っております。ただ、公営企業ですが、給与等については市の給与と同じになりますので条例で定められています。市の給与は国の給料表等を使いながら、条例に基づいて決定しております。また、人員の基準というのはありません。人員については今のところ必要最小限で配置しているのですが、各地域整備課の水道係の職員の給与等については、市が負担しております。

7. 公営企業であれば、あくまでも水道料金の総収入に対するのものですべて決めるのが企業というものだと思うが、その辺の検討はどうなっているのか。

(回答) 今現在、必要最小限の人員で業務を行っていると思っております。人員を削減してしまうと、料金の徴収や管路の更新設計等で無理が生じてしまうため、職員を減らせばいいということでは決してないと考えております。

**8. 地区別有収率について、平成 28 年に地震があったので湯布院は 71%から 61%と下がっているが、この時挾間の方は上昇している。要するに湯布院の方は地震で漏水が多かったという理解で良いか。一方で挾間の方が上がった要因は？
また、令和 1 年から令和 2 年の豪雨災害も逆の傾向が出ているが、その要因は？**

(回答) 平成 28 年の湯布院の有収率が下がっているという部分については地震の影響が大きくなっています。その理由といたしまして、湯布院につきましてはビニル管が 66%、それに対して挾間はビニル管の使用率は 43.2%となっているということで、鉄や鋳鉄管を多く使っていれば使っているほど地震などの揺れについては強いということになっております。

ビニル管の多かった湯布院については、経過年数がその分経っているため漏水が多く、有収率が下がったという形になっております。挟間地域につきましては、今回の1月の地震の時にも本管については支障なく、漏水等も発生しておりません。

有収率が令和2年の時に挟間が下がっているというのは、黒川橋が落ちたことによってその大きな配水管が落ちたということで流れっぱなしになっていたということが考えられます。

9. 挟間地域における有収率は、ほぼ横ばいであるのに対し、庄内地域において有収率が増加傾向にあるのはなぜか。

(回答) 有収率というのは100%の水を配水池から配った時に料金として収益を上げることが出来るのが何%あったのかを表したものが有収率という形になります。庄内地域について有収率が上がってきているというのは、令和2年に簡易水道と上水道を統合する前に国の補助金を充てて耐震化の管を敷設替えした結果、耐震化率が上がり、それが有収率の向上に繋がっているものであると水道課として認識しております。

10. 給水原価の主たるものはどんなものなのか。

(回答) 給水原価は水を作るためのお金ということになります。取水をしたり、浄水場の維持管理費や、それに関連する職員の量等を踏まえた上での給水原価となります。供給単価というのはどのくらいで水を売っているかということになります。

11. 水道事業が行えないということでありましたが、具体的に事業が行えないとなるとどうなるのか。

(回答) 老朽管等や施設の更新費用も掛かりますので、その部分を踏まえて料金改定をしていかないと更新等の投資を押さえていかななくてはいけなくなります。そうすると古い管がそのままになってくるといことになりますので、そういう表現を使わせていただいたのですが、決して脅しているわけではなく皆さん料金改定についてご理解いただきたいと思っております。

12. 独立採算とはいいいながらも事業として成り立たなくなれば一般会計から繰入をしているっていうのは考え方として間違っていないと思う。それに関連して、減価償却は実際どのくらい積立が残っているのか。

(回答) 一般会計から繰入をという意見も当然あると思うんですけど、安易な一般会計からの投入につきましては、仮にその分を本来であれば他のところに使える部分が使えないということになります。やはり、水道会計においては独立採算制が一つの原則となっておりますので、水道料金という受益者負担というので賄っていくのが一つの基本になります。そこをしっかりとやっていかないと、本来税で使えるべきところ、子供とか医療で

使うべきところで使う分が使えないということになりますので、安易な一般会計の繰入というのはこれ以上行うべきではないと考えていますので、そういう部分も踏まえまして、料金を改定していくという部分は必要ではないかなと思っております。減価償却については約3億くらいです。

13. 例えば湯布院で湧水が取れるところが10か所あるが、その水が湯布院の盆地内で全部処理されてないとすれば、今から水道管全部やり変えて、40年50年かけて、湯布院から挾間まで全部繋いだらどうか。そうなった時に同じ料金でっていうと誰も反対しないと思うが、その辺の努力を先にやっていただけないか。

(回答) 湯布院の水を挾間まで配ろうとすると国道210号に配水していかないといけないうことになりますので、それをやっていくとなると費用的には相当な費用が掛かるという形になると思います。それを水道利用者の方に転嫁するという形になってきますのでそれは現実的に不可能ではないかなと思っております。

14. 合併時において湯布院の水道事業はかなり裕福であったと伝え聞いております。それが合併してからこれまでの間になぜこのような状況になったのか。

(回答) 湯布院というわけではなく、水道事業というのは、多額な費用が掛かってまいります。高度成長期時代の時に、水道管を入れており、それから年数がたっておりますので老朽管の更新とか、施設の更新等で費用が掛かってまいります。このことについては、挾間、庄内、湯布院で同じような形になっております。合併は17年前ですが、それ以降、震災や豪雨災害に関連する費用もかかっておりますし、旧簡易水道を統合する前に庄内町では補助金を使って管路の更新、湯布院町では紫外線処理の施設を作るといった部分の投資をさせていただいております。

15. 今後のスケジュールと今後の水道事業のビジョンを示してほしい。

(回答) スケジュールについては令和4年度に検討をしながら料金改定について議会上程を進めていきたいと思っております。計画につきましては、平成31年に水道ビジョンを策定し、ダイジェスト版といった形でお配りをしています。そして、令和3年度に見直しをかけ、各戸に水道ビジョンのダイジェスト版を自治委員さんを通じてお配りしていますのでそこを確認していただければと思います。